

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月29日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

周南市職員退職手当支給条例（平成15年周南市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「又は国家公務員（「を「、」に、「をいう。以下同じ。）」を「又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）」に改める。

第12条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第12条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 13 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第11項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定及び規定を除く。）による改正後の周南市職員退職手当支給条例（次項及び第4項において「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第12条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した周南市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であつて周南市

職員退職手当支給条例第12条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第12条第11項（第5号に係る部分に限り、周南市職員退職手当支給条例第12条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

(参 考)

周南市職員退職手当支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は<u>国家公務員</u>（<u>国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。</u>）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、そ</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員、<u>国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）</u>（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除</p>

現行	改正案
<p>の者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p>	<p>して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p>
<p>（1）～（4）（略）</p>	<p>（1）～（4）（略）</p>
<p>6～8（略）</p>	<p>6～8（略）</p>
<p>（失業者の退職手当）</p>	<p>（失業者の退職手当）</p>
<p>第12条（略）</p>	<p>第12条（略）</p>
<p>2～9（略）</p>	<p>2～9（略）</p>
<p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p>	<p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p>
<p>（1）（略）</p>	<p>（1）（略）</p>
	<p>（2） <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導</u></p>

現行	改正案
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所</u>の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項</p>	<p><u>基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業</u></p>

現行	改正案
<p>に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p>	<p><u>紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>12～17 (略)</p>	<p>12～17 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～12 (略)</p>	<p>13 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として内閣官房令で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p>

現行	改正案
	<p><u>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</u></p>